

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年12月5日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年12月21日から平成20年1月16日まで縦覧に供する。

平成19年12月14日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名	縦覧場所
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大窪池水路地区	丸亀市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高柳地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 国持1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 国持2号地区	〃
飯山町東小川土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 浦池地区	〃